



島根県報

平成22年4月1日（木）

号外第95号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

- (1) 障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う障害児施設給付費等の支給の申請等に係る様式の整備（様式第9号・様式第12号・様式第14号関係）
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第49号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中「障害児氏名」を「児童氏名」に、

「

<p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p> <p>※ 18歳以上（施設に入所する場合は、20歳以上）の方の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</p>	を
<p><input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、障害児施設等軽減を申請します。</p> <p>1 施設入所者（20歳未満）又は施設通所者であること。（年齢 歳）</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額の合計額が28万円未満（18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満）の世帯に属する者であること。</p>	
<p>【福祉型施設入所の方のみ記入】</p> <p><input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>1 施設入所者（20歳以上）であること。（年齢 歳）</p> <p>2 市町村民税非課税世帯であること。</p>	
<p><input type="checkbox"/> IV 特定入所障害児食費等給付費（補足給付）に関する認定</p>	

「

<p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p> <p>4 市町村民税課税世帯に属する者のうち、施設通所者又は20歳未満の施設入所者であって、市町村民税所得割額が28万円未満（18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満）のもの</p> <p>※ 18歳以上（施設に入所する場合は、20歳以上）の方の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</p>	に、
--	----

【福祉型施設入所の方のみ記入】

II 特定入所障害児食費等給付費（補足給付）に関する認定

「V」を「III」に、「VI」を「IV」に改める。

様式第10号中「障害児氏名」を「児童氏名」に改める。

様式第12号表面中 「

障 害 児

 を

児 童

 に改め、同様式裏面中「（※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額

が表示されています。）」を削る。

様式第13号表面中 「

障 害 児

 を

児 童

 に改め、同様式裏面中「医療型個別減免等」を「医療型個別減免」に改め

る。

様式第14号中「障害児氏名」を「児童氏名」に、

「

<p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p> <p>※ 18歳以上（施設に入所する場合は、20歳以上）の方の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</p>	を
<p><input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、障害児施設等軽減を申請します。</p> <p>1 施設入所者（20歳未満）又は施設通所者であること。（年齢 歳）</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額の合計額が28万円未満（18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満）の世帯に属する者であること。</p>	
<p>【福祉型施設入所の方のみ記入】</p> <p><input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定</p> <p>下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>1 施設入所者（20歳以上）であること。（年齢 歳）</p> <p>2 市町村民税非課税世帯であること。</p>	
<p><input type="checkbox"/> IV 特定入所障害児食費等給付費（補足給付）に関する認定</p>	

」

「

<p>3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの</p> <p>4 市町村民税課税世帯に属する者のうち、施設通所者又は20歳未満の施設入所者であって、市町村民税所得割額が28万円未満（18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満）のもの</p> <p>※ 18歳以上（施設に入所する場合は、20歳以上）の方の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。</p>	に、
--	----

」

【福祉型施設入所の方のみ記入】

 II 特定入所障害児食費等給付費（補足給付）に関する認定

「V」を「III」に、「VI」を「IV」に改める。

様式第15号から様式第16号の5までの規定中「障害児氏名」を「児童氏名」に改める。

様式第17号の4中「裁決」を「決定」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第12号による施設受給者証で現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第6項の規定により交付されているもの及び改正前の規則様式第13号による障害児施設医療受給者証で現に改正前の規則第14条第3項の規定により交付されているものは、それぞれその有効期間中に限り、この規則による改正後の児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）様式第12号による施設受給者証及び改正後の規則様式第13号による障害児施設医療受給者証とみなす。